

第29号議案

春日市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成24年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。